

議事要旨(1) 棚卸資産専門委員会における検討状況について

新井常勤委員（専門委員長）及び高津研究員より、企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」の改正案について、公開草案に寄せられたコメントを踏まえ、公開草案からの修正を検討している事項について説明がなされ、委員から次のような発言があった。

（いわゆる備蓄在庫の保有損益の取扱いについて）

- ・ 第34-10項にある備蓄在庫の保有損益の取扱いについての記載は、備蓄在庫を通常の在庫と区分して会計処理することが望ましいということを記載しているように読めるが、その読み方でよいのかどうか、文意を確認したい。

この点について、事務局からは、備蓄在庫について、その性質・実態から後入先出法の採用を引き続き認めるべきであるという主張は必ずしも適当ではないということに記載する趣旨であり、特に備蓄在庫についての会計処理を定めることを意図したものではないとの回答がなされた。

（第72項の注記の記載について）

- ・ 公開草案では、当期の損益に含まれる棚卸資産の保有損益相当額に関する情報が投資家に対して有用な情報を提供すると考えられることから、こうした情報を財務諸表に注記することは妨げられないと考えられる旨を明記していたところ、公開草案へ寄せられたコメントを踏まえて、この点を明記せず、代わりに当委員会での議論の経緯を記載することが提案されている。棚卸資産の保有損益相当額に関する情報は、投資家に対して有用な情報を提供するものと考えているため、公開草案の記載がより望ましいと考えるが、今回の修正を提案する理由を確認したい。

この点について、事務局からは、こうした情報がIR情報ではなく財務諸表に開示されれば会計監査の対象となるが、監査の過程で情報の信頼性を十分に検証することが実務的に困難なことなどから、あえて会計基準に記載すべきではないという強い意見があり、今回の提案はこうした意見を踏まえたものであるとの回答がなされた。

- ・ 第72項の記載は、そもそも会計基準の対象外の内容であり、この点を検討し削除したという経緯まで結論の背景に記載する必要はないのではないか。

この点について、事務局からは、こうした情報の有用性について会計基準で何らかの記載をすべきではないかという点は、委員会、専門委員会でも議論を重ねてきたところであり、デュー・プロセス上議論の経緯を残すべきではないかと考えているが、文章表現も含め引き続き検討したいとの回答がなされた。

以 上